

国立大学法人宇都宮大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

宇都宮大学役員給与規程により、当該役員に支給される期末特別手当において、宇都宮大学点検・評価会議が行う業務の実績評価及び文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員から引き続き本学の役員となった場合のその者の給与について、前職において受けていた給与水準との均衡を勘案し、地域手当の異動保障相当給与を支給できることとした。
理事	国家公務員から引き続き本学の役員となった場合のその者の給与について、前職において受けていた給与水準との均衡を勘案し、地域手当の異動保障相当給与を支給できることとした。
理事(非常勤)	改定なし
監事	国家公務員から引き続き本学の役員となった場合のその者の給与について、前職において受けていた給与水準との均衡を勘案し、地域手当の異動保障相当給与を支給できることとした。
監事(非常勤)	改定なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

本学の財政基盤の強化に向け、「行政改革の重要方針(H17.12.24閣議決定)による総人件費改革の実行計画を踏まえた不断の給与制度の見直しを図るとともに、併せて長期的な視野に立って組織・業務改革等を通じて、人件費の削減を図ることとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

大学運営活動に必要な経費が、その大半について国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じる。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び賞与(勤勉手当)の成績率の判定にあたっては、個人の成績及び能力評価等の結果を十分に考慮し、学長が決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
給与:俸給月額 (昇給)	昇給判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえ、国家公務員の例に準じて、昇給号俸が決定される。
給与:俸給月額 (昇格)	勤務評定等の結果が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤勉手当成績判定期間中における勤務評定等の勤務成績評価結果を踏まえて決定される成績率に基づき、国家公務員の例に準じて支給される。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- (1) 国家公務員の「俸給の特別調整額」の定額化に準拠し、「管理職手当」を定額化した。
- (2) 国家公務員の「扶養手当」に準拠し、3人目以降の子等に係る支給月額を1,000円引き上げ6,000円とした。
- (3) 国家公務員の「地域手当」に準拠し、本学の所在地宇都宮市に在勤する国家公務員の支給割合の例に準じ、支給割合を1%引き上げ、2%とした。
- (4) 国家公務員の「広域異動手当」に準拠し、国家公務員等から引き続き本学の職員となる者の給与水準を確保するため、広域異動手当を新設した。
- (5) 休日勤務は振替勤務を基本とすることに伴い、管理職員特別勤務手当を廃止した。
- (6) 俸給表を国家公務員の改正に準拠し、初任給を中心に若年層に限定した引き上げ改定を実施した。
- (7) 国家公務員の「地域手当」に準拠し、本学の所在地宇都宮市に在勤する国家公務員の支給割合の例に準じ、支給割合を0.5%引き上げ、2.5%とした。
- (8) 国家公務員の平成19年12月期「勤勉手当」支給総額にかかる割合に準拠し、支給割合を0.5%引き上げた。
- (9) 国家公務員の「扶養手当」に準拠し、子等に係る支給月額を500円引き上げ、6,500円とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 602	歳 46.6	千円 7,746	千円 5,593	千円 122	千円 2,153
事務・技術	人 189	歳 42.2	千円 5,586	千円 4,066	千円 109	千円 1,520
教育職種 (大学教員)	人 342	歳 49.9	千円 9,093	千円 6,537	千円 141	千円 2,556
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 42.2	千円 7,257	千円 5,293	千円 79	千円 1,964
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 46	歳 41.8	千円 6,976	千円 5,090	千円 63	千円 1,886
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	-----------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	-----------	---	----	----	----	----

再任用職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	-----------	---	----	----	----	----

非常勤職員	人 9	歳 56.5	千円 3,706	千円 2,723	千円 63	千円 983
事務・技術	人 9	歳 56.5	千円 3,706	千円 2,723	千円 63	千円 983
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」該当者は、調理師である。

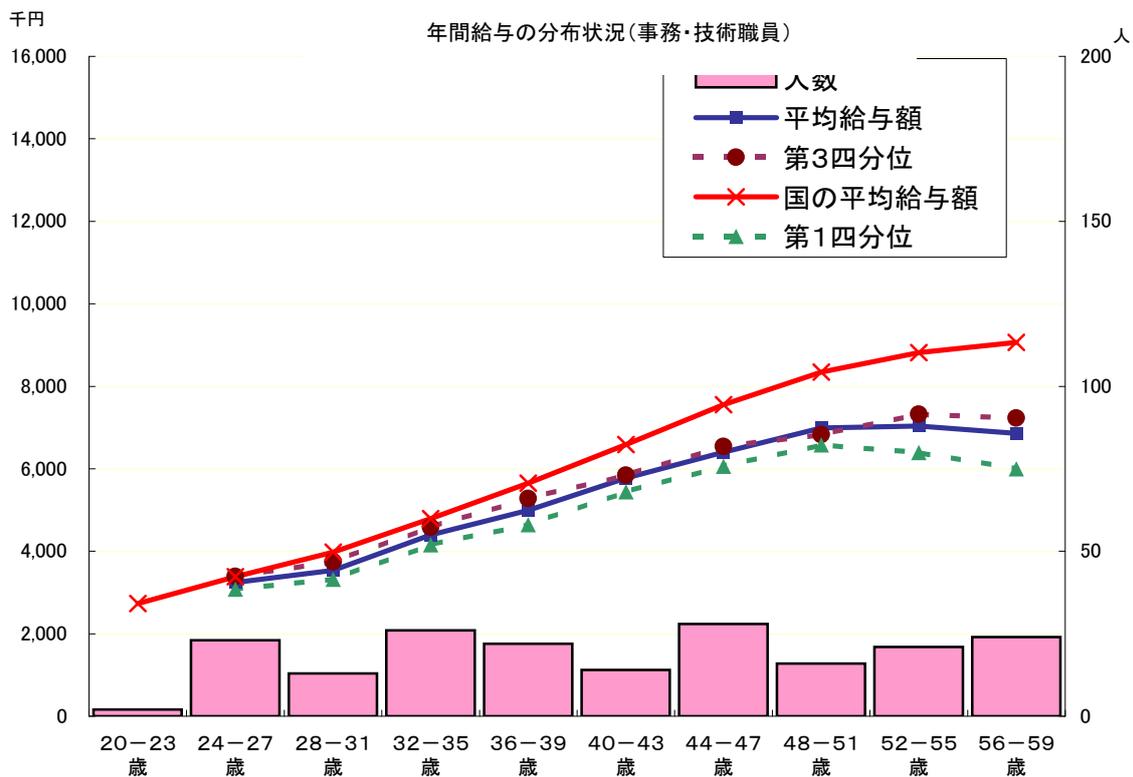
注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属養護学校教員を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員の「技能・労務職種」及び「その他医療職種(看護師)」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注6:任期付職員及び再任用職員区分の職種区分「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」欄は、該当者がいないことから当該欄の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



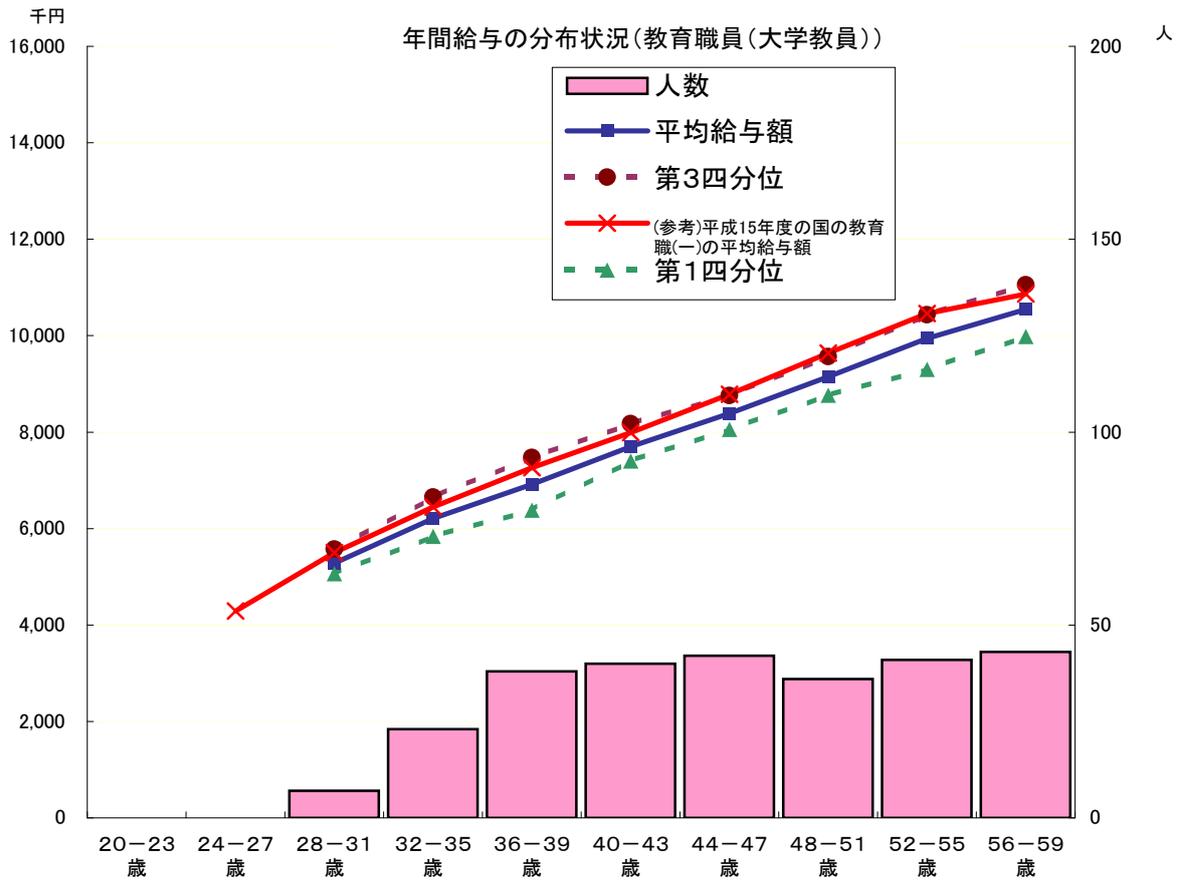
注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢20～23歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3: 年齢20～23歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位 (課長 ・係員)	17	54.6	7,267	7,796	7,963		
	56	30.0	3,247	3,702	4,160		



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位 (・教授 ・准教授)	170	57.0	9,874	10,416	10,893		
	122	44.0	7,472	7,990	8,520		

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長等	事務局長等	部長等	部長等	課長等
人員 (割合)	189 人	0 (%)	0 (%)	0 (%)	3 (1.6%)	5 (2.6%)
年齢(最高～最低)		歳 〃	歳 〃	歳 〃	59 歳 〃 48	57 歳 〃 43
所定内給与年額(最高～最低)		千円 〃	千円 〃	千円 〃	7,505 千円 〃 6,796	6,693 千円 〃 5,697
年間給与額(最高～最低)		千円 〃	千円 〃	千円 〃	10,292 千円 〃 9,501	9,152 千円 〃 7,827

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長等 課長補佐等	課長補佐等 係長等	係長等 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	— 人	12 (6.3%)	31 (16.4%)	73 (38.6%)	38 (20.1%)	27 (14.3%)
年齢(最高～最低)		59 歳 〃 54	59 歳 〃 45	59 歳 〃 34	59 歳 〃 25	31 歳 〃 23
所定内給与年額(最高～最低)		5,799 千円 〃 5,047	5,239 千円 〃 4,322	4,966 千円 〃 3,098	3,936 千円 〃 2,412	2,709 千円 〃 2,007
年間給与額(最高～最低)		7,963 千円 〃 7,120	7,386 千円 〃 6,044	6,855 千円 〃 4,279	5,240 千円 〃 3,302	3,594 千円 〃 2,741

教育職種(大学教員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師等	助教等	教務職員
人員 (割合)	342 人	170 (49.7%)	122 (35.7%)	15 (4.4%)	33 (9.6%)	2 (0.6%)
年齢(最高～最低)		64 歳 〃 42	64 歳 〃 33	63 歳 〃 30	62 歳 〃 29	〃
所定内給与年額(最高～最低)		9,281 千円 〃 5,462	7,220 千円 〃 4,118	6,016 千円 〃 3,728	5,524 千円 〃 3,704	〃
年間給与額(最高～最低)		13,058 千円 〃 7,734	10,010 千円 〃 5,651	8,392 千円 〃 5,184	7,583 千円 〃 4,964	〃

注:「教育職員(大学教員)／1級(教務職員)」の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 66.1	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.8	% 33.9	% 35.3
	最高～最低	% 43.1～31.9	% 44.0～31.1	% 43.6～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 67.3	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.9	% 32.7	% 33.8
	最高～最低	% 41.7～31.1	% 37.8～29.3	% 37.0～30.5

教育職種(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 65.3	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.7	% 34.7	% 35.7
	最高～最低	% 42.7～32.3	% 43.6～30.9	% 43.2～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 67.1	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.7	% 32.9	% 33.7
	最高～最低	% 42.7～31.5	% 40.3～30.2	% 41.4～31.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

事務・技術職員

84.6

対他の国立大学法人等(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

97.2

教育職員(大学教員)

95.8

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 84.6	
	参考	地域勘案 88.6
		学歴勘案 84.7
	地域・学歴勘案 88.3	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 63% (国からの財政支出額 7,293,914,000円、支出予算の総額 11,471,771,000円:平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出の割合は50%以上であるが、累積欠損額もなく、対国家公務員の比較指数は100以下であり、適正であると考え。</p>	
講ずる措置	職員給与決定の基本方針に基づき、引き続き国家公務員の給与水準を十分に考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講ずる。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標 95.8

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,411,168	千円 5,446,095	千円 (%) △ 34,927 (△ 0.6)	千円 (%) △ 148,228 (△ 2.7)
退職手当支給額 (B)	千円 870,577	千円 833,141	千円 (%) 37,436 (4.5)	千円 (%) 446,738 (105.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 475,079	千円 462,647	千円 (%) 12,432 (2.7)	千円 (%) △ 42,704 (△ 8.2)
福利厚生費 (D)	千円 687,406	千円 723,437	千円 (%) △ 36,031 (△ 5.0)	千円 (%) △ 29,730 (△ 4.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,444,230	千円 7,465,320	千円 (%) △ 21,090 (△ 0.3)	千円 (%) 226,076 (3.1)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比 0.6%減の主たる要因は、人件費削減計画に基づく、人員削減による支給額の減少が主である。
一方「最広義人件費」の対前年度比 0.3%減の主たる要因は、前述の給与、報酬等支給総額並びに福利厚生費の常勤職員に係る経費の減少に伴う分である。
- ② 人件費削減の取り組みの状況については、本学の中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費削減を掲げ、学長のもとに人事に関する検討組織を設置し、人員及び人件費を中長期的に管理する方針を検討し、平成21年度までの人員及び人件費の削減計画を策定した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,676,384	5,446,095	5,411,168
人件費削減率 (%)		-4.1	-4.7
人件費削減率(補正值) (%)		-4.1	-5.4

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし